

県外在住
医師対象

鳥取県発達障がい児医療 研究資金貸付制度

貸付対象者： 次のいずれにも該当する方

- ① 県立療育機関（総合療育センター、鳥取療育園、中部療育園）において、発達障がい児の診療に従事する任期の定めのない常勤医師
- ② 県立療育機関への採用に伴い、県外から転入した方
- ③ 臨床研修終了後一定の発達障がい等の診療の経験を有し、発達障がいの診断及び投薬治療ができる方

※鳥取県やその他の地方自治体から貸付金を借り受けている場合、借り受けたことがある場合は貸付対象とならない場合があります。

貸付額： 3,000,000円

※県立療育機関の常勤医師となった日から起算して3年以上業務に従事するなど、要件に該当する場合は返還が免除されます。

申請期間： 各年度の3月31日まで

貸付期間： 貸付を行った日の属する月から研究が終了する日の属する月までの間（最長36月）

◆ 施設見学も随時受付中です！
※見学にかかる交通費を鳥取県が助成します。

◆ その他詳細はホームページをご覧ください。
<https://www.pref.tottori.lg.jp/299802.htm>



鳥取県発達障がい児医療
研究資金貸付制度

■ 問い合わせ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県子ども家庭部 子ども発達支援課

電話：0857-26-7865 ファクシミリ：0857-26-8136

■ 電子メール kodomoshien@pref.tottori.lg.jp

■ ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/kodomohattatu/>

県立療育機関の概要

鳥取県立総合療育センター

医療法に基づく病院と、児童福祉法に基づく児童福祉施設（医療型障害児入所施設と児童発達支援センター）の2つの機能を持っており、重度心身障がい児（者）の医療と療育を総合的に行っている施設です。障がいのある方への早期または生涯を見通した継続的な医療・療育（看護、保育、生活支援）を行うことを目的としています。

子どもの発達障がい、小児心身症、脳性麻痺等による運動障がい、小児整形外科疾患（股関節脱臼や側弯等）、幼児期から思春期の心理的相談、障がいのあるお子さまの口腔ケアや歯科治療等を行っています。また、障害者総合支援法に基づく、生活介護、短期入所、計画相談支援などの福祉サービスも実施しています。

外来診療科：小児科・リハビリテーション科（装具外来）・児童精神科・歯科

住所：〒683-0004 鳥取県米子市上福原7丁目13-3 電話：0859-38-2155（代表）

電子メール：sogoryoikucenter@pref.tottori.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/sogoryoikucenter/>



鳥取県立鳥取療育園

児童福祉法に基づく児童発達支援センターです。

外来診療に加えて、肢体不自由児、医療的ケア児と発達障がい児に対する児童発達支援、障がい児等地域療育支援、アウトリーチサービスである保育所等訪問支援を行っています。

「中核拠点型児童発達支援センター」を目指し、その責務（スペシャリティ、スーパーバイズ、インクルージョン、コンサルテーション）を果たすべく、あらゆる点でTransformation（変容・変質・変換）して参ります。

外来診療科：小児科・リハビリテーション科（装具外来）

住所：〒680-0901 鳥取県鳥取市江津730 電話：0857-29-8889

電子メール：ryoikuen@pref.tottori.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/kirari/>



鳥取県立中部療育園

児童福祉法に基づく医療型児童発達支援センターです。

外来診療に加え、肢体不自由児、医療的ケア児と発達障がい児に対する児童発達支援、地域の中で相談支援を行う障がい児等地域療育支援を行っています。

当事者ご本人を真ん中に課題や問題を捉え、地域の関係機関と共有-分担-連携を行いながら個々の短期目標をひとつずつ達成し、長期目標の到達を目指していくよう支援の汎化を行っています。

外来診療科：小児科、リハビリテーション科（装具外来）、児童精神科

住所：〒682-0021 鳥取県倉吉市上井503番地1 電話：0858-27-0780

電子メール：chubu-ryouikuen@pref.tottori.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/chubu-ryouikuen/>

